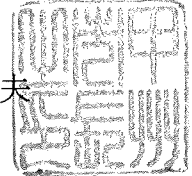


甲州介第1191号

令和2年3月30日

甲州市内
居宅介護支援事業所 管理者 様

甲州市長 鈴木 幹夫



新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
サービス担当者会議等への対応方針について（通知）

日ごろから甲州市の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、各事業所において、感染症防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、国内において感染経路が特定できない症例が複数発生している等、感染のまん延が懸念されています。

そこで、運営基準において開催が義務付けられているサービス担当者会議等について令和2年4月1日以降の対応につきましては別紙のとおりとします。適切な対応をお願いいたします。

甲州市役所 介護支援課 介護保険担当
〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085 番地 1
TEL : 0553-32-5066 (直通)

別紙

1. サービス担当者会議の開催について

感染のまん延を防止する観点からサービス担当者会議を開催することができない場合は基準省令第13条第9号等の「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、担当者に対する照会等により、意見を求めることができるものとして取り扱うこととします。

ただし、その内容を記録し、5年間保存することが必要となります。

2. モニタリングについて

モニタリングの実施については、感染のまん延を防止する観点から利用者の居宅を訪問してのモニタリングを実施できない場合には、基準省令第13条第14号等の「特段の事情」に該当するものとして取り扱うこととします。

居宅訪問以外の方法（例えば、電話連絡等）により利用者の状況把握に努めるとともに、モニタリングの方法及び結果を記録し、5年間保存することが必要となります。

3. 対象期間

令和2年4月1日から当面の間